

# 島根県報

第一、三八二号

平成十四年七月五日

(金曜日)

目 次

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出

保安林予定森林

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に  
係る事項の変更の届出

公 告

家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催

デバイス評価装置の調達に係る一般競争入札の実施

土地区画整理組合の解散の認可

開発行為に関する工事の完了

特 定 調 達 公 告

原子力環境センター棟映像音響システム及び情報提

供システムの調達に係る一般競争入札の実施

(農村整備課)	一
(森林整備課)	一
(商工企画課)	二
(畜産振興課)	二
(企業振興課)	三
(都市計画課)	四
(環境政策課)	五

告 示

島根県告示第六百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第一項の規定により告示する。

平成十四年七月五日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
玉湯町土地改良区	柳井地区区画整理事業（基盤整備促進事業）	平成十四年三月二十二日
	柳井地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成十四年三月二十二日

島根県告示第六百三十七号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年七月五日

一 保安林予定森林の所在場所

出雲市朝山町字権垣内一五三五の一、一五三七、一五三八、一五四〇の一から一五四〇の四まで、字本出一五四一の一、一五四一の三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のもとのする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第六百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次のように定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年七月五日

島根県知事 澄田信義

## 一 届出の概要

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

石央マリンショッピングセンター 浜田市周布町イ六一一一一番地

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

協和木工株式会社 代表取締役 山口茂 広島市西区商工センター八丁目二番三五号

## 3 変更しようとする事項

## (一) 営業時間

(変更前) 午前十時～午後九時

(変更後) 午前九時～午後十一時

## (二) 駐車場を利用する時間

(変更前) 午前九時三十分～午後九時三十分

(変更後) 午前八時三十分～午後十一時三十分

## 4 変更の年月日

平成十四年七月一日

## 5 届出年月日 平成十四年六月二十一日

## 6 届出及び添付書類の縦覧場所 浜田市商工観光課（浜田市殿町一番地）

## 7 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## 1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

## 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

## 3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公 告

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第一項の規定に基づく家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成十四年七月五日

島根県知事 澄田信義

## 告

島根県知事 澄田信義

## 1 開催場所

出雲市古志町三、七七五 島根県立畜産試験場

## 2 開催期間

平成十四年十月十五日（火）から同年十一月十三日（水）まで

## 3 受講者の定員

七名程度

## 4 講習に係る家畜の種類

牛

## 5 講習の科目

学科

受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態、受精卵の処理、受精卵の移植

## (二) 実習

受精卵の処理、受精卵の移植

(3) 入札説明書による。  
納入期限

## 六 受講資格

牛について家畜改良増殖法第十六条第二項の家畜人工授精に関する講習会の課程を修了して、その修業試験に合格した者であること。

## 七 受講願書の提出期限

平成十四年九月十二日（木）

## 八 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に受講資格を有することを証明する書類（合格証の写し又は免許証の写し）を添えて住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

## 九 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

## 十 受講手数料

三万五千五百円に相当する島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。

## 十一 その他

この講習会の受講についての問い合わせは、松江市殿町一番地島根県農林水産部畜産振興課衛生環境係（〇八五二一三一五一三八）又は、最寄りの家畜保健衛生所にすること。

## 島根県

(4) 平成十四年七月五日

平成十四年十一月二十九日

島根県松江市北陵町 次世代技術研究開発センター

(4) 納入場所

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 二 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第五百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。  
(2) 地方自治法施行令第一百六十七条の四第二項各号の規定に該当すると認められる事實があつた後二年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 島根県税を滞納していない者であること。

(4) 平成十二年十月十日付け島根県告示第七百八十四号（平成十三年及び平成十四年）により島根県において発注する物品の製造の請負及び売買に係る入札の参加資格等）により資格を認定され、中分類「理化学機器」においてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

なお、同告示による資格審査を受けていない者にあっては、直ちに同告示二の規定に基づき資格審査の申請手続を行うこと。

## 島根県

平成十四年七月五日

島根県知事 澄田信義

## 一 調達内容

(1) 購入物品等の名称及び数量

デバイス評価装置（機器調達、設置、配線、調整等）一式

調達案件の仕様書等

## 三 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇一八五〇一 島根県松江市殿町一番地 島根県庁二階

島根県商工労働部企業振興課 担当 横原

電話 ○八五二一三二一六六九四 ファクシミリ ○八五二一三一一六〇八〇

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成十四年七月五日（金）から平成十四年七月十日（水）までの間、上記(1)の場所において交付する。

交付期間は、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

平成十四年七月十六日（火）午前十一時（郵便による入札にあたっては、午前十時必着）

(5) 開札の日時及び場所

日時：平成十四年七月十七日（水）午後三時から

場所：島根県松江市殿町一番地 島根県庁会議棟二階第三会議室

四 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上の入札保証金を入札時に納付する。ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二〔十二〕号）第六十一條の一各号のいづれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を納付する。

ただし、島根県会計規則第六十九條の一各号のいづれかに該当する場合は免除する。  
ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立つてあらかじめ提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関する

し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三條各号のいづれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第六十二條の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

五 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : An device analyzing system. one set.

(2) Deadline to submit documents for confirmation of qualification : 4:00p.m.10 July, 2002

(3) Deadline for submission of tenders : 11:00a.m.16 July, 2002

(3) Deadline for submission of tenders by registered mail : 10:00a.m. 16 July, 2002

2002

(4) Contact point for the notice : Industrial promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-Machi, Matsue-Shi, Shimane-Ken, 690-8501 Japan TEL 0852-22-6694

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公示する。

## 島根県報

平成十四年七月五日

島根県知事 澄田信義

## 落札願撲公示

一 土地図画整理組合の名称

安来市飯島横屋土地区画整理組合

二 事務所の所在地

安来市飯島町四七五番地11

三 解散認可の年月日

平成十四年七月五日

平成十四年七月五日

島根県知事 澄田信義

## 落札願撲公示

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成14年7月5日

島根県知事 澄田信義

## 1 調達内容

(1) 物品等の名称及び数量

原子力環境センター棟映像音響システム及び情報提供システム 一式  
(機器調達、設置、配線、調整等一式)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年3月14日

(4) 納入場所

島根県松江市西浜佐陀町582—1

島根県保健環境科学研究所 原子力環境センター棟

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」（昭和45年1月6日島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類

<p>「機械器具類」の中分類「電気通信機器」、又は大分類「図書・教材類」の中分類「教材用具」に登録され、A等級に格付けされた者であること。</p> <p>(3) 島根県が行う建設工事等の請負、又は物品の購入、若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。</p> <p>(4) 調達物件のシステムの納入を確實に履行できる者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階 島根県環境生活部環境政策課原子力安全対策室 担当：高畠、田中 電話0852-22-5278 ファクシミリ0852-25-3830</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び場所 平成14年8月2日（金）の入札説明会終了後から同年8月16日（金）までの間、(1)の場所において交付する。</p> <p>但し、土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までを交付時間とする。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所 日時：平成14年8月2日（金）午後2時から 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階講堂</p> <p>(4) 入札参加希望者の履行能力を確認する書類の提出期間及び場所 平成14年8月23日（金）から同年8月30日（金）までの間に上記2(4)の履行能力を確認するための書類の提出が必要であるので、(1)の場所に持参又は郵送すること。提出書類は、次のとおりとし、任意様式とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 納入するシステムの機器一覧表</li> <li>② システム納入後の保守サポート体制を明記したもの</li> <li>なお、開札日時までの間において、当該書類に関する説明並びに補正を求める場合がある。</li> </ul> <p>受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。</p>
<p>(5) 入札書の受領期限 平成14年9月18日（水）午後3時（郵便による入札にあっては、同日午後1時30分）</p> <p>(6) 開札の日時及び場所 日時：平成14年9月18日（水）午後3時から 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階講堂</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金 入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。 ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は免除する。</p> <p>(3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付すること。 ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。</p> <p>(4) 入札者に要求される事項 ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格審査結果通知書（A等級）の写しを、入札書の提出に先立って提出するものとする。 イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(5) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者は無効とする。</p> <p>(6) 落札者の決定方法 本公告に示した物品納入を履行できると島根県知事が判断した資料を事前に提出し</p>

た上で入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否  
要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required :

A complete set of image and sound system and information system for Nuclear Power Environmental Center

(supply of machine, unpacking and installation, wiring, adjustment etc)

(2) Job specifications

According to the bid application form

(3) Desired date of delivery :

March 14th 2003

(4) Delivery location :

Nuclear Power Environmental Center

Shimane Prefectural Institute of Public Health and Environmental Science  
582-1 Nishihamasada-cho, Matsue City, Shimane Prefecture

(5) Deadline for tender :

Date and time : September 18th 2002, from 3pm (Wednesday)

Place : 6th Floor, Shimane Prefectural Offices

1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture

(6) Contract contact information :

Department of Environment and Civic Affairs

Environmental Policy Division, Safety Policy Office of Nuclear Power 6th

Floor, Shimane Prefectural Offices

1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture

平成14年7月5日

島根県報

第1,382号(8)

平成十四年七月五日発行

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円

(送料共)